

越前町通学支援補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第22号

(趣旨)

第1条 町が交付する越前町通学支援補助金については、越前町補助金等交付規則(平成17年越前町規則第31号)に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 福井県に住所を置く、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する学校のうち高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)、高等専門学校、法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校のことをいう。
- (2) 生徒 学校に在籍している満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、越前町内に住所を有し住所地から通学する者、又は越前町外に住所を有し丹生高等学校に通学する者をいう。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 申請者 前号に規定する生徒を保護する義務のある者で、申請時に越前町に住所を有し、町税の滞納が無い者、又は越前町外に住所を有し丹生高等学校に通学する生徒を保護する義務のある者で、越前町の町税の滞納が無い者をいう。
- (4) 定期券 福井鉄道株式会社、京福バス株式会社、えちぜん鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社(以下「運行事業者」という。)が発行する定期乗車券をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金交付の目的、交付の対象となる事業の内容、交付の金額、

補助対象定期券、補助対象定期券の範囲は、次の表のとおりとする。

補助金交付の目的	生徒の保護者に対し、就学における経済的負担を軽減することにより、子育て支援及び定住促進に資することを目的とする。
交付の対象となる事業の内容	生徒が、定期券を利用して路線バス、電車で通学すること。
交付の金額	定期券の購入額から5,000円（片道定期券についても同額）に当該定期券の有効月数を乗じて得た額を控除した額の6割の金額。 ただし、丹生高等学校に通学するために購入する定期券についてはその全額。又、越前町外に住所を有する者が、丹生高等学校に通学するために購入する定期券については購入額の3割の金額。 算出した額に100円未満の額がある場合は切り捨てる。
補助対象定期券	運行事業者が発行するバス及び鉄道の定期券で、自宅から合理的な経路を利用し通学する学校に最も近いバス停又は駅までの区間で、有効期間は3月31日までの1年以内で最長のものをいう。ただし、西日本旅客鉄道株式会社が発行する定期券は、その他運行事業者が運行していない学校に限る。また、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
補助対象定期券の範囲	定期券のうち、生徒が通学時、初めて乗るバス停又は駅から在来線で、学校が定める始業時間までに到着できる便が存在する路線。

（補助金の申請）

第4条 申請者は、越前町通学支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え町長に申請するものとする。

- (1) 生徒証等の写し。ただし、新入学生においては合格通知書等
 - (2) 購入した定期券の写し
 - (3) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めるもの
- (交付の決定)

第5条 町長は前条の規定により交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは越前町通学支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、越前町通学支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に振込先通帳の写しを添え、町長に提出するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当した場合は、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 購入した定期券の払戻しを行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第3条の要件に該当しなくなったとき。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行し、第4条については3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日までに、越前町生活路線バス通学促進事業補助金交付要綱の規定により補助金受給資格の認定を受けた者は、なお従前の例による。

(越前町生活路線バス通学促進事業補助金交付要綱の廃止)

3 越前町生活路線バス通学促進事業補助金交付要綱（平成18年越前町告示第14号）は、廃止する。

附 則（令和2年2月7日告示第4号）

この告示は、令和2年4月1日から施行し、第4条については令和2年3月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日告示第17号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第9号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。